

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海老名市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

評価実施機関名

神奈川県海老名市長

公表日

令和8年10月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)や、介護保険法等の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①資格業務 転出・転入・死亡等の異動に伴う、資格取得及び喪失の管理 被保険者証および受給資格証明書等の交付 ②給付業務 給付実績受領、高額サービス費等支給決定 福祉用具貸与及び住宅改修費支給決定 ③要介護(支援)認定事務 新規認定申請・更新認定申請・区分変更認定申請に対する要介護(支援)認定 住所移転後の要介護(支援)認定の要件確認 ④賦課及び徴収業務 保険料の計算・賦課を行い、保険料決定・変更通知書の発行 保険料の収納情報の管理 滞納者への督促状・催告書の発送 ⑤保険者事務共同処理業務 高額介護サービス費支給処理 高額医療合算介護サービス費支給処理 総合事業の高額介護予防サービス費相当支給処理 総合事業の高額医療合算介護予防サービス費相当支給処理 統計資料作成処理 主治医意見書料支払処理 ○地域支援事業に関する事務 ・被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> ・海老名市は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。 ・介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して海老名市が登録した情報の確認等を行う。 ・住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、情報提供ネットワークシステム、介護情報基盤、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表100、135の項 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(131の項及び132の項) <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表において第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険関係情報」が含まれる項 (2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係 保健福祉部介護保険課 介護保険係・介護認定係・事業者支援係
②所属長の役職名	地域包括ケア推進課長 介護保険課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海老名市市長室文書法制課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)4542
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海老名市保健福祉部地域包括ケア推進課・介護保険課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 地域包括ケア推進課 電話 046(235)4950 介護保険課 電話 046(235)4952,4953
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の管理を実施し、不正に使用されるリスクへの対策を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月4日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）や、介護保険法等の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①資格業務 転出・転入・死亡等の異動に伴う、資格取得及び喪失の管理 被保険者証および受給資格証明書等の交付 ②給付業務 給付実績受領、高額サービス費等支給決定 福祉用具貸与及び住宅改修費支給決定 ③要介護（支援）認定事務 新規認定申請・更新認定申請・区分変更認定申請に対する要介護（支援）認定 住所移転後の要介護（支援）認定の要件確認 ④賦課及び徴収業務 保険料の計算・賦課を行い、保険料決定・変更通知書の発行 保険料の収納情報の管理 滞納者への督促状・催告書の発送	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）や、介護保険法等の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①資格業務 転出・転入・死亡等の異動に伴う、資格取得及び喪失の管理 被保険者証および受給資格証明書等の交付 ②給付業務 給付実績受領、高額サービス費等支給決定 福祉用具貸与及び住宅改修費支給決定 ③要介護（支援）認定事務 新規認定申請・更新認定申請・区分変更認定申請に対する要介護（支援）認定 住所移転後の要介護（支援）認定の要件確認 ④賦課及び徴収業務 保険料の計算・賦課を行い、保険料決定・変更通知書の発行 保険料の収納情報の管理 滞納者への督促状・催告書の発送 ⑤保険者事務共同処理業務 高額介護サービス費支給処理 高額医療合算介護サービス費支給処理 統計資料作成処理	事前	厚生労働省から、国民健康保険団体連合会に委託している事務に係る特定個人情報保護評価についての指針が示されたため
平成28年3月4日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト	事前	厚生労働省から、国民健康保険団体連合会に委託している事務に係る特定個人情報保護評価についての指針が示されたため
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	高齢介護課長 小澤 孝夫	高齢介護課長 内田 拓亜	事後	平成28年4月1日付人事異動に伴う変更
平成28年9月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限等）	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限等）	事後	
平成28年12月26日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限等）	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限等）	事後	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	高齢介護課長 内田 拓亜	高齢介護課長 萩原 明美	事後	平成29年4月1日付人事異動に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署②所属長	①保健福祉部高齢介護課 高齢者支援係・介護保険係・介護認定係 ②高齢介護課長 萩原 明美	①保健福祉部地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係 保健福祉部介護保険課 介護保険係・介護認定係 ②地域包括ケア推進課長 萩原 明美 介護保険課長 大島 みどり	事後	平成30年4月1日付人事異動に伴う変更
平成30年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	海老名市保健福祉部高齢介護課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)4950.4952.4953	海老名市保健福祉部地域包括ケア推進課・介護保険課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 地域包括ケア推進課 電話 046(235)4950 介護保険課 電話 046(235)4952.4953	事後	平成30年4月1日付人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	地域包括ケア推進課長 萩原 明美 介護保険課長 大島 みどり	地域包括ケア推進課長 介護保険課長	事後	様式変更による項目修正
令和1年6月1日	Ⅳ リスク対策		Ⅳ リスク対策 を追加	事後	様式変更による項目追加
令和4年1月25日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉部地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係 保健福祉部介護保険課 介護保険係・介護認定係	保健福祉部地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係 保健福祉部介護保険課 介護保険係・介護認定係・事業者支援係	事後	「事業者支援係」を追記
令和4年1月25日	Ⅱ しきい値判断項目	平成27年8月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	しきい値の判定基準日を修正
令和4年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目	令和3年10月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値の判定基準日を修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）や、介護保険法等の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①資格業務 転出・転入・死亡等の異動に伴う、資格取得及び喪失の管理 被保険者証および受給資格証明書等の交付 ②給付業務 給付実績受領、高額サービス費等支給決定 福祉用具貸与及び住宅改修費支給決定 ③要介護（支援）認定事務 新規認定申請・更新認定申請・区分変更認定申請に対する要介護（支援）認定 住所移転後の要介護（支援）認定の要件確認 ④賦課及び徴収業務 保険料の計算・賦課を行い、保険料決定・変更通知書の発行 保険料の収納情報の管理 滞納者への督促状・催告書の発送 ⑤保険者事務共同処理業務 高額介護サービス費支給処理 高額医療合算介護サービス費支給処理 統計資料作成処理 主治医意見書料支払処理	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）や、介護保険法等の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①資格業務 転出・転入・死亡等の異動に伴う、資格取得及び喪失の管理 被保険者証および受給資格証明書等の交付 ②給付業務 給付実績受領、高額サービス費等支給決定 福祉用具貸与及び住宅改修費支給決定 ③要介護（支援）認定事務 新規認定申請・更新認定申請・区分変更認定申請に対する要介護（支援）認定 住所移転後の要介護（支援）認定の要件確認 ④賦課及び徴収業務 保険料の計算・賦課を行い、保険料決定・変更通知書の発行 保険料の収納情報の管理 滞納者への督促状・催告書の発送 ⑤保険者事務共同処理業務 高額介護サービス費支給処理 高額医療合算介護サービス費支給処理 総合事業の高額介護予防サービス費相当支給処理 総合事業の高額医療合算介護予防サービス費相当支給処理 統計資料作成処理 主治医意見書料支払処理	事前	厚生労働省から公金受取口座を活用した公金給付の実施についての指針が示されたため、⑤保険者事務共同処理業務に「総合事業の高額介護予防サービス費相当支給処理」及び「総合事業の高額医療合算介護予防サービス費相当支給処理」を追記
令和4年12月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、情報提供ネットワークシステム	事前	「情報提供ネットワークシステム」を追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第50条	番号法第9条第1項 別表第一第68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条(定義)第2項第1号、第4号、第9条(公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求)	事前	厚生労働省から公金受取口座を活用した公金給付の実施についての指針が示されたため、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条(定義)第2項第1号、第4号、第9条(公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求)」の法令上の根拠を追記
令和4年12月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限等) ①【別表第二における情報提供の根拠】 1.2.3.4.5.6.8.11.17.22.26.30.33.39.42.43.56の2.58.61.62.80.81.87.90.93.94.95.97.106.108.109.117.120の項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)における情報提供の根拠】 第1.2.3.4.6.19.25.30.32.33.43.44.46.47条 ②【別表第二における情報照会の根拠】 93.94の項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第46.47条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限等) ①【別表第二における情報提供の根拠】 1.2.3.4.5.6.8.11.17.22.26.30.33.39.42.43.56の2.58.61.62.80.81.87.90.93.94.95.97.106.108.109.117.120の項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)における情報提供の根拠】 第1.2.3.4.6.19.25.30.32.33.43.44.46.47条 ②【別表第二における情報照会の根拠】 93.94の項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第46.47条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条(定義)第2項第1号、第4号、第9条(公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求)	事前	厚生労働省から公金受取口座を活用した公金給付の実施についての指針が示されたため、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条(定義)第2項第1号、第4号、第9条(公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求)」の法令上の根拠を追記
令和7年3月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条(定義)第2項第1号、第4号、第9条(公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求)	1 番号法第9条第1項 別表100、135の項 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	番号法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限等) ①【別表第二における情報提供の根拠】 1.2.3.4.5.6.8.11.17.22.26.30.33.39.42.43.56の2.58.61.62.80.81.87.90.93.94.95.97.106.108.109.117.120の項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)における情報提供の根拠】 第1.2.3.4.6.19.25.30.32.33.43.44.46.47条 ②【別表第二における情報照会の根拠】 93.94の項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第46.47条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条(定義)第2項第1号、第4号、第9条(公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求)	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(131の項及び132の項) <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表において第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険関係情報」が含まれる項 (2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項)	事後	番号法改正に伴う修正
令和7年3月28日	IV リスク対策		8.人手を介在させる作業 を追加	事後	様式変更による項目追加
令和7年3月28日	IV リスク対策		11.最も優先度が高いと考えられる対策 を追加	事後	様式変更による項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月27日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要		○地域支援事業に関する事務 ・被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。 ＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務＞ ・海老名市は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。 ・介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して海老名市が登録した情報の確認等を行う。 ・住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。	事前	厚生労働省から介護情報基盤関係事務に係る特定個人情報保護評価についての指針が示されたため
令和8年1月27日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称		介護情報基盤	事前	厚生労働省から介護情報基盤関係事務に係る特定個人情報保護評価についての指針が示されたため
令和8年10月27日	I - 1 - ③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、伝送通信ソフト、情報提供ネット ワークシステム、介護情報基盤	介護保険システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、伝送通信ソフト、情報提供ネット ワークシステム、介護情報基盤、サービス検索・ 電子申請機能	事後	